

## 平成 30 年度 住宅建築技術高度化・展開推進事業

住宅建築技術高度化・展開推進事業のうち、基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業のうち住宅省エネ化推進体制強化事業(全国レベルの体制強化)等を行う補助事業者の募集についての公示

平成 30 年 7 月 2 日  
国土交通省住宅局長 伊藤 明子

平成 30 年度住宅建築技術高度化・展開推進事業(うち、基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業)のうち住宅省エネ化推進体制強化事業(全国レベルの体制強化)等を行う補助事業者の募集について公示する。

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

住宅建築技術高度化・展開推進事業(うち、基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業)のうち

- ①住宅省エネ化推進体制強化事業(全国レベルの体制強化)
- ②住宅省エネ化推進体制強化事業(都道府県等毎の体制強化)
- ③非住宅・中大規模分野における木造建築の普及促進事業

#### (2) 事業目的

地球温暖化対策計画に定められた CO<sub>2</sub> の排出量の削減目標に向け、地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など地域における住宅省エネ化推進のための体制の整備・強化を図るとともに、非住宅分野及び中大規模分野における木造建築の建設促進に資する情報発信等により、木造建築の拡大を図る。

#### (3) 事業内容

- ①住宅省エネ化推進体制強化事業(全国レベルの体制強化)  
全国で体系的に住宅省エネ化推進体制の整備・強化を図るため、大工・工務店、建築士、建材流通、木材供給等の関連団体の連携による実施体制の下、地域における住宅省エネ化の普及推進に係る各種取組を牽引する「地域リーダー」の養成・活用の枠組みの構築や、各地域における住宅省エネ化推進体制の構築支援及び省エネ施工技術に関する講習の進捗管理・指導等の取組を行う事業。
- ②住宅省エネ化推進体制強化事業(都道府県等毎の体制強化)  
地域特性に応じつつ、全国各地域で住宅省エネ化推進体制の強化を図るため、大工・工務店、建築士、建材流通、木材供給等の関連団体の連携による実施体制の下、地域における住宅省エネ化技術講習会の円滑な実施(必須)、省エネ関連情報の発信や相談対応等をはじめとする住宅省エネ化の推進等に向けた、地域における木造住宅生産体制強化に関する取組(任意)を行う事業。
- ③非住宅・中大規模分野における木造建築の普及促進事業  
木造の非住宅・中大規模建築物について、多様な工法、用途及び規模等の実例を対象とした、木造を選択する要因・メリット及び設計・施工上の課題・工夫等

の調査・整理、非木造を主に取扱う設計者が木造に取組むにあたり考慮する必要のある木材の特性等の整理、これらを含め木造設計に取組むに資する情報を設計者と共有する事業

※事業内容の詳細については説明書を参照すること。

## 2. 公募期間

平成 30 年 7 月 2 日(月)17 時 00 分～平成 30 年 7 月 18 日(水)18 時 00 分 (必着)

## 3. 公募対象事業者の要件

次の(1)～(3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 公正・中立な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

## 4. 補助金の額

定額とする。

## 5. 説明書の交付期間及び場所

### (1) 交付期間

平成 30 年 7 月 2 日(月)17 時 00 分～平成 30 年 7 月 18 日(水)18 時 00 分

### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 塚田

電 話 03-5253-8111 (内線 39-422)

F A X 03-5253-1629

メール tsukada-m2ir@mlit.go.jp

### (3) 方法

上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって配布する。

説明書の交付を希望する場合は(2)の担当まで事前に連絡を行うこと。

## 6. 応募書類の提出期限、場所及び方法

### (1) 提出期限

平成 30 年 7 月 18 日(水)18 時 00 分まで (必着)

### (2) 場所

5(2)に示す担当部局

### (3) 方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、A4サイズ4部を提出するとともに、デジタルデータをCD-R等の媒体にて同封するか電子メールにて提出。

(電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、デジタルデータの形式等は以下によること。

- ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。  
「Just System 一太郎 2004～2015」「Microsoft Word2003～2013」  
「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」  
(これ以外での提出は無効)
- ・電子メールによる場合のファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時にA4サイズになるように設定しておくこと。

#### (4) 担当部局

##### 5 (2) に示す担当部局

※ 応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話、FAX又は電子メール）にて受け付ける。（来訪等による問い合わせには対応しない。）

#### 7. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、提案の的確性・実現性等について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

#### 8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (2) に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書となり、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。